



# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231  
 長野市松代町松代908  
 電話：026-278-3555 F A X：026-278-3540  
 e-mail：[ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL：[www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の特例措置拡大について (4月13日時点、5月8日追加事項あり)

### ◆対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

厚生労働省では、4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

### ◆解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10（従前は2/3）、大企業でも3/4（従前は1/2）となっています（解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4）。

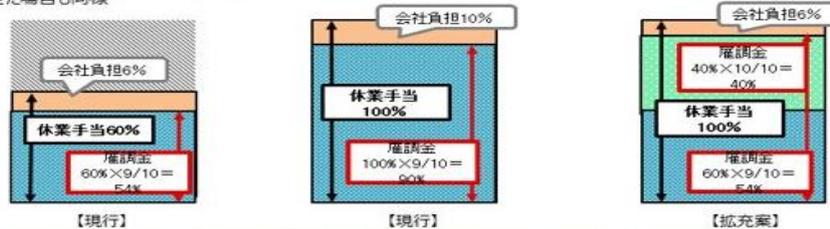
《5月1日発表 拡充内容》（厚労省 HP 引用）

#### 雇用調整助成金の更なる拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、長期にわたる休業が求められ、労働者の生活の安定確保への配慮が必要。
- このため、支払能力に乏しい企業においても、高率の休業手当が支払われ、労働者の生活が安定的になるよう、緊急対応期間中の特例として、以下の拡充を図る。

#### 拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を特例的に10/10とする。  
 ※ 教育訓練を行わせた場合も同様



#### 拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

- 中小企業であること
  - 新型コロナウイルス等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
  - 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
    - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
    - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限り）
- ※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 4月8日以降の休業等から遡って、緊急対応期間中に限り適用

※ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

#### ◆自動計算機能付き様式、記載事項・添付書類の省略等により手続きを簡素化

休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、支給申請書に自動計算機能が組み込まれ、記載事項が大幅に削減されています。

また、添付書類の労働保険料に関する書類が不要となったり、休業・教育訓練の実績に関する書類として手書きのシフト表や給与明細の写しでもOKとされたりするなど、手続きが簡素化されています。

#### ◆教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常1,200円の加算額が中小企業は2,400円、大企業で1,800円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接遇・マナー、パワハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

#### ◆小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長

なお、小学校等の休校により子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を取得させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する本助成金も、6月30日まで延長されています。

#### ◆生産指標要件の拡充（別紙参照）

#### ◆助成額の算定方法の簡略化（別紙参照、詳細は後日発表）

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われませんが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討のうえ、社会保険労務士にご相談ください。

今後も助成金の内容が変更になると思われれます。下記HPをご参照ください。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/houdou\\_list\\_202005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/houdou_list_202005.html)

### 新型コロナ関連の緊急融資制度一覧(4月13日時点)

#### ◆緊急経済対策の資金繰り支援

勢いが止まらない新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月8日、政府から緊急事態宣言が発令されました。経済産業省では、影響を受ける企業や個人事業主向けに様々な支援対策を発表しています（詳細は、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」参照）。

ここでは、主に資金繰りに関連する支援を一覧にします。

制度名	融資限度額	売上減少要件	問合先
セーフティネット保証4号	一般枠とは別に最大2.8億円	-20%以上	最寄りの信用保証協会
セーフティネット保証5号	一般枠とは別に最大2.8億円 (4号と同枠)	-5%以上	”

危険関連保証	セーフティネットのさらに別枠 最大 2.8 億円	-15%以上	〃
信用保証付き融資 における保証料・利 子減免	3,000 万円	-5%以上	中小企業 金融・給付金相談窓口
新型コロナウイルス 感染症特別貸付	中小企業 3 億円、国民事業 6,000 万円	-5%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公 庫）
商工中金による危 機対応融資	3 億円	-5%以上	商工組合中央金庫相談窓口
マル経融資の金利 引下げ（新型コロナ ウイルス対策マル 経）	別枠 1,000 万円	-5%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公 庫）の本支店または、近くの商工会・商工 会議所
特別利子補給制度	「コロナ特別貸付」「マル経融 資」もしくは「危機対応融資」 合計 3,000 万円	個人：条件なし 小規模企業：-15% 中小企業：-20%	中小企業 金融・給付金相談窓口
セーフティネット貸 付	中小事業 7.2 億円 国民事業：4,800 万円	なし	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公 庫）
衛生環境激変対策 特別貸付	飲食店・喫茶店業：別枠 1,000 万円 旅館業：別枠 3,000 万円	-10%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公 庫）

＊令和 2 年度の補正予算の成立を前提としている制度も含まれます。今後内容が変更になる可  
能性がありますのでご注意ください。

【経済産業省「新型コロナウイルス感染症で営業を受ける事業者の皆様へ」】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

## 新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

日本年金機構のホームページに、厚生年金保険料等の納付猶予について、次のとおりお知ら  
せが出ています。

新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の  
継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、厚生年金保険料等を分割納  
付できる仕組みがあります。事業主の方は、納付すべき厚生年金保険料等の納期限から 6 月以  
内に「換価の猶予」の申請ができます。

また、災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難  
となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の「納付の猶予」を受ける制度が  
あります。

### ◆「換価の猶予」の概要

申請要件は、次のすべてに該当することです。

- 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあ  
ること
- 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すること
- 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から 6 か月以内に申請されていること
- 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと
- 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

換価の猶予が認められた場合は、

- 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。

- ② 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間は、原則1年の範囲内で年金事務所が認めた期間となります。

#### ◆「納付の猶予」の概要

猶予の要件は次のとおりです。

- a 次のいずれかに該当する事実があること
- ・財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
  - ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（個人事業所）
  - ・事業を廃止し、又は休業したこと等
- b aの該当事実により、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められること
- c 申請書が提出されていること
- d 原則として、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の金額に相当する担保の提供があること

納付の猶予が認められた場合の効果は、上記「換価の猶予」と同じです。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

#### ～今月のことば～

東日本大震災の津波に対して、岩手県普代村和村幸得村長の津波対策工事は15.5メートルという高さばかりが称賛されるが、眼目は自然の地形を重視し、無理をしない対策工事をしたのが勝因だろう。津波の力の大きさを謙虚に自覚し、「残念だが、ここは住めない。ここは使えない」と、村民を説得したのである。

同じく岩手県宮古市の田老地区は総延長2433メートルに及ぶ長大な防潮堤「田老の長城」をもっていたが、高さは公称10.45メートルで足りなかった。住民の願いを込めた堤防であったのに、私も悔しい。津波の力を弱め時間を稼ぐ効果はあったが、15.9メートル（土木学会関西支部調査）とされる津波には残念ながら勝てなかった。田老地区は人口防御物で津波と戦うにはあまりにも不利な地形であった。

和村さんの回想録から読み取れる教訓は、過去の災害の大きさを参考に、自然と人間の力量の境目を冷徹にみよ、自然に逆らわぬ防災工事をすすめよ。この二つではなかろうか。

『天災から日本史を読みなおす 先人に学ぶ防災』

磯田 道史 著

#### ～事務所よりひとこと～

年明けから新型コロナウイルス感染症により生活が大きく変わってしまいました。韓国や台湾は封じ込めに成功しているにも関わらず、日本政府は成功した国の対策を見習わず後手に回った政策ばかりで、怒りを感じます。雇用調整助成金についても、しっかりとした基準がないまま始めたのか、毎週のように申請要件が変更になっている始末です。

政府には期待ができない今、コロナウイルスに効果があるという研究も出ている紫外線や効果のある薬が早期に承認されることに期待し、新型コロナウイルスがインフルエンザのような扱いになり、早く平穏な日常が来ることを祈るばかりです。（市場玲衣）